

総務財政常任委員会会議録

令和4年12月12日(月曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等（6名）

委員長	舘花一仁	副委員長	宮野和秀
委員	中山一男	委員	栗山尚記
委員	安保誠一郎	委員	戸田芳孝

欠席委員（0名）

事務局出席職員

事務局長	佐羽内浩栄	書記	青山智晃
------	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	金澤修	総務部付部長待遇	奈良巧一
総務部検査官 兼 契約検査室長	金田一延寿	総務部付次長待遇	木村正樹
会計管理者 兼 会計課長	佐藤千絵子	総務課長	守田敏子
総務課政策監 兼 行政班長	似鳥映	総務課政策監 兼 職員班長	黒沢書彦
総務課危機管理監 兼 危機管理室長	佐藤智紀	総務課政策監 兼 デジタル行政推進室長 兼 特別給付対策室長	黒澤昌基
総務課付課長待遇	本田浩之	政策企画課長	金澤寛樹
財政課長	相川保	財政課政策監 兼 管財地籍班長	佐藤洋輔
監査委員事務局長	畠山修	選挙管理委員会事務局長	相馬天
総務課副主幹	石木田真知子	総務課副主幹 兼 秘書班長	畑澤正樹
総務課危機管理室副主幹	川上諭	総務課デジタル行政推進室副主幹	木村貴宏
政策企画課副主幹 兼 政策推進班長	田村宏一	政策企画課副主幹 兼 鹿角ライフ促進班長	児玉純哉
政策企画課総合戦略室副主幹 兼 総合戦略室長	成田仁文	財政課副主幹 兼 財政班長	工藤伸哉
会計課副主幹	木村陽子	監査委員事務局副主幹	阿部美紀子
選挙管理委員会事務局副主幹	古川昭子		

午前 10 時 00 分 開会

【開 会】

○館花委員長 委員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから総務財政常任委員会を開会いたします。

【委員長挨拶】

○館花委員長 委員長挨拶は割愛させていただきます。

本日の会議であります。去る 11 月 28 日の本会議において、当委員会に付託されました議案 5 件及び陳情 1 件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上で、お手元にありますマイクスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。

また、発言終了後は、マイクスイッチをお切りくださいますようお願いいたします。

【所管事項の報告について】

○館花委員長 それでは、会議次第に従い進めてまいります。

初めに、所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、項目ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは、順次報告願います。総務部長。

○金澤総務部長 それでは、所管事項の報告を申し上げます。

総務財政常任委員会の所管事項は 3 項目ございますが、私からは項目 1 を報告させていただき、その後の項目 2 と項目 3 については、各担当から説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。2 ページをお開き願います。

項目 1 の官製談合再発防止対策の実施状況についてであります。官製談合再発防止対策につきましては、今年 1 月に官製談合事件が発覚したことを受け、速やかに再発防止対策を講じるため、2 月に第三者委員会として官製談合再発防止対策委員会を設置し、再発防止対策などについて審議いただき、6 月にその結果をまとめた報告書を市長に提出いただいております。その後、提言いただいた再発防止対策を基に、取組を進めているところであります。

また、このほかにも市として必要な対策を随時進めるとともに、市議会からも 9 月 2 日付で、官製談合再発防止対策に関する要望書が市長に提出されておりますので、これらを含めた実施状況について報告させていただきたいと思っております。

資料1をお願いいたします。

1の官製談合再発防止対策検討委員会報告書に基づく再発防止対策では、4つの項目で再発防止対策を示していただきましたので、各項目で提言いただいた事項について、現在の実施状況を実施済・準備中・検討中の3つの区分で示した上で、それぞれの取組内容を記載しております。

なお、6月に開催した全員協議会や8月の常任委員会の開催時点で、実施済みの取組で既に議会に報告させていただいた取組の内容は省略し、主にそれ以降の実施状況について報告いたします。

(1)入札制度の見直しの、②低入札価格調査方式の導入につきましては、事務負担等を考慮し、一定金額以上での適用が示されておりましたが、導入に当たりましては、電子入札システムの改修が必要となりますので、現在は、来年度からの導入に向けてシステム対応の準備を進めているところであります。

③の入札参加者による誓約書の提出につきましては、今年度中に談合情報対応マニュアルを作成することとしており、その中で位置づけを検討することとしております。

次に、(2)のチェック体制の強化の、①不正対応の手續の明文化につきましては、入札事務の処理手順等は鹿角市競争入札等事務処理要綱で規定をしておりますが、要綱の中に不正が疑われる場合の対応方法を明記するほか、点検方法については今年度作成するマニュアルで定めることとし、現在準備を進めているところであります。

次に、(3)外部監視機関の設置の①入札監視機関の設置については、この後契約検査室のほうから概要をご説明申し上げますが、外部有識者を委員とする入札監視委員会を設置し、去る12月7日に設立会議を開催いたしました。

また、②公益通報者保護制度の外部通報窓口の設置につきましては、10月1日から弁護士に委託しまして外部窓口を設置しております。

次に、(4)職員の意識の向上と専門能力の向上の、①入札談合防止研修と③コンプライアンス研修の実施につきましては、それぞれ7月と8月に実施済みであり、②の積算能力向上研修につきましては、予算対応や申込みが伴ってまいりますので、来年度での実施を検討しているところであります。

次のページをお願いいたします。

2の官製談合再発防止に向けた市独自の対策では、(1)入札談合等の防止のための内部統制や情報管理の仕組みづくりの、①の外部から職員に対する働きかけ等があった場合の対応、それから②の職員以外の執務室の入室制限の徹底につきましては、4月と5月から実施済みであります。

次の(2)職員への働きかけ規制の強化では、元職員による働きかけの規制を実施するため、職

員の退職管理に関する条例の制定と関係規則の改正により、本年10月から元職員による依頼等の規制を強化するとともに、元職員の再就職先の届出の義務づけと、公表を制度化しております。

続きまして、市議会から提出されました、官製談合再発防止対策に関する要望書で要望がありました事項ですが、①第三者委員会から提案された対策の速やかな実施につきましては、可能なものから速やかに実施しているところであります。

②の入札談合防止研修やコンプライアンス研修につきましては、今年度、それぞれの研修を実施済みであり、今後も定期的に必要な研修を実施してまいります。

③の議会に契約締結案件を提案する際に、可能な限り審議に必要な資料を添付することにつきましては、9月定例会から契約締結案件の議案資料の中に、それまでは記載しておらなかった入札参加者数、予定価格、最低制限価格の項目を新たに追加しております。

④の所管常任委員会に入札執行状況を定期的に報告することにつきましては、今後、入札監視委員会を毎年度、半期ごとに開催することとしておりますので、それに合わせて取りまとめる発注総括表を当常任委員会に報告してまいります。

⑤市退職者の再就職状況等を報告することにつきましては、条例制定等により、退職者の再就職先を公表してまいります。

所管事項1の報告は以上となりますが、去る12月8日に安保誠一郎議員の一般質問で市長が答弁しておりました、株式会社かづの観光物産公社の経理状況等に関する調査結果報告書の開示についてですが、本定例会最終日に議長報告することにしておりました同社の経営状況等説明書に添付する形で全議員の皆様にお示ししてまいりたいと考えておりますので、併せてご報告申し上げます。

私からは以上であります。

○**館花委員長** 総務部検査官。

○**金田一検査官** 私のほうから、項目2の鹿角市入札監視委員会についてご報告いたします。

既にマスコミ等でも報道されておりますとおり、先週の7日に鹿角市入札監視委員会が設立されております。

概要について、資料2に沿ってご説明いたします。

1の目的につきましては、記載のとおりであります。入札監視の対象となる事案は、市が執行する全ての入札案件となっております。

3の所掌事務につきましては、入札及び契約手続の運用状況、入札・契約制度の改善状況についての審議が主なものとなりますが、仮に入札談合情報が寄せられた事案があった場合には、市とし

ての手續の妥当性等について審議をいただくこととなります。

4の委員構成につきましては、前回の検討委員会と同様となりますが、緑川委員長からは、鹿角市の状況をしっかりと監視し、公正性や透明性の確保に寄与したいとのご決意をいただいております。

5の委嘱期間につきましては、令和6年3月31日までの1年4か月ほどとなります。

6の会議につきましては、年2回の開催を原則とするほか、必要に応じて臨時的に会議を開催できることとしております。また、委員会の審議は、情報の性質上、非公開とさせていただき、審議の概要を公表することとしております。

7の守秘義務についてであります。委員の方々には職務上知り得た秘密につきましては、守秘義務を負っていただくこととしております。

8の今後の開催予定についてであります。来年の2月に今年度第1回目の会議を開催し、令和4年度前期の執行分と入札制度の改善状況等について審議をいただく予定としております。

入札監視委員会については以上となります。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 私から3の(仮称)鹿角市投票率推進計画の概要についてご説明いたします。

鹿角市選挙管理委員会では、年々下落する一方の投票率を懸念し、さきの第26回参議院議員通常選挙において、秋田県内では初となります共通投票所を設置し、投票率向上を目指しましたが、鹿角市の投票率が県内最下位であったことを重く受け止め、参院選直後から投票結果を分析し、8月開催の選挙管理委員会に分析結果を報告した上で計画策定に着手しております。

現在、まとまった計画案について1月4日を期限にパブリック・コメントを募集し、市民の意見を広く聴取しているところです。

計画に登載しました、主な新しい取組についてですが、18歳到達の新成人への選挙に関する冊子等のダイレクトメールの発送、市内法人等への訪問による啓発、子供を同伴しての投票の呼びかけ、高校での移動期日前投票所の実施、投票所遠方者の対応として、旧投票所から現投票所までのバス等による送迎の移動支援などとなっております。

市民からの意見を踏まえ、選挙管理委員会で最終検討の上、1月中に最終案をまとめ公表する予定としております。

以上で選挙管理委員会からの報告を終わります。

○**館花委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、報告事項 1「官製談合再発防止対策の実施状況について」、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。戸田委員。

○戸田委員 ちょっと幾つかお聞きしたいんですけども、実施状況で(1)入札制度の見直しの②低入札価格調査方式の導入ですが、これって今ままで制限価格を下回った入札というのは実態としてどのくらいあったのか、その辺ちょっと教えてください。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一検査官 (1)の②の低入札価格方式は、現時点では運用はしてございませんが、ご質問の最低制限価格制度の実績につきましては、カウントはしてございませんが、年にある工事の中で下回って無効とされた事案が数件のレベルでございます。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 分かりました。それと一定金額以上で適用という括弧書なんですけれども、一定金額以上というのは入札価格なのか予定価格なのか、それとあと対象とする金額はどれくらいを見ていらっしゃるのか、その辺分かるようであれば教えてください。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一検査官 金額の考え方は予定価格となりますけれども、どれくらいの予定価格のものを対象にするかは今後の検討としてございます。高額な案件についてはまずは適用していく方向で考えてございます。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 下回った金額、これを調査されるんでしょうけれども誰が調査されるのかですね。やっぱりしっかりとした工事をしていただく関係上ですね、それなりの知識とか技術を持った方であれば調査できないんじゃないかなって考えられるんですが、その辺まで分かるようであれば教えてください。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一検査官 調査の方法につきましては、要綱で定めることとなりますけれども、秋田県のほうで実施しておりますシステムを用いて運用する関係で、実際の調査の方法につきましては、入札工事の内訳書なるものが入札の段階で添付されます。その入札の内訳書を用いまして、システムで判断する形となっております。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 直接市の職員が調査、判断するわけですか。

○館花委員長 総務部検査官。

○**金田一検査官** 以前につきましては、業者をお呼びして聞き取りを行っていたんですが、どうしても時間的なものがかかりますし、客観性に欠けるということで、今年度より秋田県のほうで機械的にはなるんですけれども内訳書を用いてということになってございます。

○**館花委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** ちょっと何点かありまして、その下の(3)外部監視機関の設置ですね、②公益通報者保護制度の外部通報窓口の設置。これ弁護士に委託するとありますが、これは委員会のメンバーの弁護士のことですか。それとも別途また選任されるんですか、その辺お聞きしたいんですけれども。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** 公益通報の外部窓口なんですけども、秋田市弁護士会にこちらのほうでお願いしまして、そちらのほうから推薦していただいた弁護士をお願いしますので、外部委員会のメンバーとはまた別になります。

○**館花委員長** 戸田委員。

○**戸田委員** もう一点、(4)の職員の意識の向上と専門能力の向上ですけれども、③の定期的なコンプライアンス研修の実施、令和4年度2回実施していらっしゃるんですかね。これは定期的に今後開催されるのか、毎年開催されるのかという点とですね、あと全職員には部長クラスまで入っていらっしゃるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** 市の研修の部分としまして、今年度こういうことがありましたので、今年度は3回に分けて市長、教育長も含めた、また会計年度任用職員も含めて全員を対象にしたコンプライアンス研修を実施しております。次年度以降ですけれども、まだこれから予算の関係もあるので明確には言えないんですが、計画として今度は、役職とか階級別に、定期的に各年でコンプライアンス研修をやっていければなど、こちらとしては考えております。(「分かりました、ありがとうございます」の声あり)

○**館花委員長** ほかにございませんか。中山委員。

○**中山委員** 今の(4)の③の定期的なコンプライアンス研修ということですが、研修しても実践が伴わないとやっぱり問題が起きる場合がありますので、例えば議員が資料提供してほしいと言っても、できないものはできないとしっかり断るというのをやる必要があるのかなど。議員が来たから資料提供してしまっただけで、あとで問題になったりすれば困るわけだね。そういうふうに断る勇気も持ってほしいなどそういうのをひとつ庁内で周知してもらえればよいのかなど思っています。あとはまず、総務部長にお願いしたいと思います。

○館花委員長 総務部長。

○金澤総務部長 今年もそういった事案が何件かありましたので、内部で前向きに対応を検討してまいりたいと思います。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に報告事項2「鹿角市入札監視委員会の概要について」、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○栗山委員 監視委員会が年に2回となると、結構膨大な量になるような気がするんですけども、そこら辺は特に問題なくこなせそうな予想でしょうか。

○館花委員長 総務部検査官。

○金田一検査官 全入札案件、令和3年度ベースで320件弱ですので、単純に半分にしても160件、前期のほうがもっと増えるかもしれませんけれども、その入札案件全てを審議いただくことは物理的に、時間的に無理だと思いますので、事前に抽出いただいて、何件と規定してはございませんけれども、抽出したものを審議いただくというスタイルで考えております。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に報告事項3「(仮称)鹿角市投票率推進計画」の概要について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。宮野副委員長。

○宮野委員 これは選管でね、若い人方の対策がなっていて、対策としていいのかなと思ったりしていますけれども、問題は年配の人だよ。4キロメートルとかいろいろ書いているんだけど、あと移動投票所についても夏場の投票所と書いているんだけど、何で夏場に限定したのかなと。

○館花委員長 選挙管理委員会事務局長。

○相馬選挙管理委員会事務局長 今の移動投票所についてですけども、夏場に限定したというのは高校生に対してということで、計画のほうには載せてありますが、市の選挙についてだと、市議選と市長選挙になるわけですが、特に冬季間の選挙になりますと、高校のほうに出向いた場合に夏場以外の市議選ですとか知事選挙・県議選挙ですが、高校生で有権者18歳になっている方については、3月の市議選であればもう卒業して学校に来ないと。また、知事選挙4月の頭だと18歳に到達している人が1人か2人くらいという形で高校に行ってもメリットがないと、有権者がいないというところで夏の期間に、18歳以上が多い時期に行くということを計画のほうに実施しない

理由として書いてございます。あと移動期日前投票所につきましては、冬場に関しては車両ですとか有権者の待機場所の関係があって、どうしても冬季間吹雪の中だったり雪の中で待たせるといったことができませんので、夏の期間に限定したいと考えています。移動期日前投票所を設置する場所の除雪とかの関係もあって車両を置く場所を確保できなかつたりというところで、他市で実施している例もやはり夏の期間、冬じゃない時期に行っているケースが多いというところを参考にさせていただきます。

あと若年者に対する対応だけに見えるということですが、今回は高校生を対象にということを書いていますが、今後検討していつて移動期日前投票所は増やしていく方向で考えておりますので、これについては、今回の中身としてはそういうふうな形で書いてありますが、今後改善していつて少しでも投票環境をよくしていくということで委員のほうとも話をしておりますので、その選挙時に応じてまた発信していきたいと考えております。

○**館花委員長** 宮野副委員長。

○**宮野委員** ここで議論になっているのは、若い人も大事なんだけど、年配の方だよ。行きたくても行けないと、そういう人方が私達は切り捨てか。そういうことの話が出ているわけだよ。だから、そこら辺をどういうふうにしたらいいか。やっぱり選挙というのはね、要するに鹿角市の誠意を疑われるわけだよ。というのは、移住促進とかほかの部とかでもやっているんだけどね、移住する人方もちゃんとそういうのを見て来るわけだよ。鹿角市は活性化しているかなってないかね。通常の産業おこしとこれは類似したものなんだよね、産業おこしと同じですよ。鹿角市の活性化を考えればね。選管が切り離してものを考えるべきじゃないし、当然予算なんか市長にも話をして取るべきだし、いかに投票率を上げていくかっていうのが、鹿角市の根幹に関わることだよ、本当にね。そこら辺を頭の中に入れて、投票率を上げていくように努力してほしい。昨日のニュースでもやっていたんだけどね、茨城県の県議会選挙 30%だと、そういうようなこともあるしね。ただ、それがいいって話じゃないから、茨城は茨城だしね。やっぱり鹿角市は、そういうことでまち全体が活性化されてますよと、そういう意味合いにおいてはこの選挙というのは物すごく大事だから。大事だということを、産業おこしと同じだという意味合いをきちっと自分方も持っていないと、ほかの部署でも鹿角市のああいうとここういうとことかね、皆日々努力しているわけだよ、選管だけ離れたものの考え方じゃないからね。何とかお願いします。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 投票率に関しては、他市でも非常に苦慮しているところですが、私どもも投票率を下げたいという取組ではございませんので、少しでも上げたいということ

で、少しでも改善していったりいろんなことを取り入れたりということで、今改善に取り組んでいるところでございますので、何とぞ皆様のほうからもご協力をいただきながら少しでも投票率を上げたいというふうに頑張っておりますのでよろしくお願いたします。

○**館花委員長** ほかにございませんか。栗山委員。

○**栗山委員** 最後の期日前及び共通投票所の増設、括弧書でアフターコロナに限るとあるんだけど、何をもってしてアフターコロナを判断するか。投票所って恐らく感染リスクはすごい低いエリアだと思います。アフターコロナの基準っていうのが……いつになったらできるのっていうふういうふうにアフターコロナを判断していくのかが一つと、あとはその下に、スペースが確保できた場合とありますが、以前、いとくショッピングセンターでやっていたときは結構な人が投票していたはずで、やっぱり便利だということで。やはり、極力スペースを確保してでもやる方向に進めたほうがいいんじゃないかなと思います。まあそちらは要望でして……アフターコロナの判断基準、そちらをお願いします。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** アフターコロナの判断についてですけれども、感染症対策が必要なくなった場合というふうに判断されると思います。現在のところの今まで設置したスペースだとどうしてもその投票所にある程度の人を配置しなければならないということで、そのスペースを確保したほかに感染症対策をするという非常にこう手狭なスペースを今までは使っていたわけですが、ご存じのとおり投票するのに対して記載ですとかそういった部分を見えなくすると言いますか、確保しなければならないので仮にほかの広いスペースを借りた場合でも囲ったりというような形で非常にスペースにかなり広さを要するというので、残念ながら今のところはそのスペースを確保できないというところで断念をしております。

あと、いとくショッピングセンターには市民課の出張窓口がありますけれども、そちらのLANケーブルを使用する必要がありまして、名簿の照合にはどうしても、二重投票がされなかったりとかそういうことを防ぐためにも回線との接合は必要になりますので、そういった事情を踏まえますとあまり離れた場所に設置するのもできないというところで、いとくからは何点か提案も受けておりますけれども、会場を囲ったりとかそういったことをするスペースを確保することができないということで今のところ断念させていただいてますが、もちろん感染症対策が必要なくなる時期というのがアフターコロナというふうな認識と捉えておりますので、そういったときにはぜひ今までも有効な投票所だったという認識はございますので、そのような形で対応させていただきたいと思います。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** いずれ、コロナに対するフェーズは圧倒的に変わってきているので、極端な話手指消毒とマスクさえすればほぼ感染リスクは、投票所で大騒ぎするわけでもないし、世間ではイベントも普通にやっていますし、全然状況は変わってきていますので、アフターコロナという言葉を使うとなかなかハードルが高そうなので表現を変えるなり、極力ああいう人が集まるところでできるような状態をつくっていただければと思います。これは要望です。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** そういった形で危険性がないというわけではないんでしょうけれども、いろんな医療体制が整ったり感染対策の必要がなくなってくるような状況であれば、ぜひこちらでも再開したいというふうに考えておりますのでよろしくお願いします。

○**館花委員長** ほかにございませつか。安保委員。

○**安保委員** これを見れば夏の選挙での実施ということなんだけれども、早速4月に県議選がありますよね。それではやらないんですか。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** 移動期日前投票所ということでしょうか。今回は、今のところ検討しているのは、移動支援というところを検討しております。移動期日前投票所につきましては、予定では4月9日ということで4月1日から投票が始まりますけれども、雪の状況もありますので、その時期については準備が整わないということで夏の選挙というような想定をしております。

○**館花委員長** 安保委員。

○**安保委員** あともう一つなんだけれども、選挙に関心を持ってもらって投票率を上げるということであれば、掲示板も非常に重要になってくると思うんだけれども、参院選ではかなり少なかったと。ある自治会では貼っていないところもあるわけで、であれば、選挙があるのかないのか分からない人も多いと思う。その辺を考えるとどうなのかと思うんだけれども、その辺はどうでしょう。

○**館花委員長** 選挙管理委員会事務局長。

○**相馬選挙管理委員会事務局長** ポスター掲示板のことだと思いますが、参院選挙のときは53か所設置しております。これはあくまで投票区の有権者数とその面積に応じて法定の数をそのまま設置しておりますので、それを増やすことはできます。減少の場合は減少協議ということで県に報告が必要になりますけれども、法定どおりのものにしております。なお、前回の参院選挙から個人宛に入場券を郵送するというので、今までは世帯主の方宛に送ってございましたので家族の方が見れないということがあったようですけれども、そういうことがないよう個人宛に入場券を発送す

るなど、選挙がありますということは十分伝えていけるのかなと思っております。そのほか、時期が近づけば広報ですとか、いろんな形で発信して周知に努めてまいります。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

【案 件】 付託事件の審査について

○館花委員長 次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第 67 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 議案書の 39 ページをお開き願います。

議案第 67 号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。提案理由ですが、一般職の職員の勤勉手当の額の改定に鑑み、議会の議員の期末手当の額を改定するため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条では、期末手当に関し規定している第 6 条第 2 項に定める支給割合を「100 分の 157.5」から「100 分の 162.5」とし、年間 0.05 月の引上げ分を、今年度は 12 月に支給する期末手当で調整します。

第 2 条では、同じく第 6 条第 2 項において、次年度以降は年間引上げ分 0.05 月を 6 月及び 12 月支給分で均等とするため、前条で改正した期末手当支給割合「100 分の 162.5」を「100 分の 160」とし、それぞれに 0.025 月ずつを割り振るものです。

附則ですが、第 1 項及び第 2 項において、第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用します。

第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお願いします。

第 3 項で、第 1 条による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定に基づく期末手当の内払いとみなすこととします。

以上で議案第 67 号の説明を終わります。

○館花委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 67 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ご異議ないものと認め、議案第 67 号については、原案のとおり可決すべきものと決
します。

次に、議案第 68 号「特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」
を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 続いて、42 ページをお開き願います。

議案第 68 号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでありま
す。

提案理由ですが、一般職の職員の勤勉手当の額の改定に鑑み、常勤特別職の職員の期末手当の額
を改定するため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条及び第 2 条とも、手当の支給に関し規定している第 4 条を前議案と同様に改正し、支給割
合を年間 0.05 月引上げ、今年度分は 12 月支給分で調整し、次年度以降は引上げ分を 6 月及び 12
月に均等に配分することとするものです。

附則も前議案同様、第 1 条は、公布の日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用します。

第 2 条は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお願いします。

第 3 項で、第 1 条による改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の規定に
基づく期末手当の内払いとみなすこととします。

以上で議案第 68 号の説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 68 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 68 号については、原案のとおり可決すべきものと決
します。

次に、議案第 69 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたしま
す。

当局の説明を求めます。総務課長。

○守田総務課長 続いて、45 ページをお開き願います。

議案第 69 号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由ですが、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額を
改定するため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）です。

第 1 条では、勤勉手当に関し規定している第 16 条第 2 項において勤勉手当の支給総額の上限を
算出する際の乗率を引き上げます。

今年度は年間引上げ分を 12 月支給分で調整するため、第 1 号で再任用職員以外の職員について
「100 分の 92.5」を「100 分の 102.5」に、同項第 2 号で再任用職員について「100 分の 45」を「100
分の 50」に、それぞれ年間 0.10 月、0.05 月分引き上げます。

また、このページの下段から 68 ページまでの別表第 1 及び別表第 2 の給料表について、若年層
に重点を置き、その水準を平均 0.19% 引上げ改定を行います。

少し飛びまして、68 ページをお開き願います。

第 2 条では、同じく第 16 条第 2 項において、次年度以降は、再任用職員以外の職員について
「100 分の 102.5」を「100 分の 97.5」に、再任用職員について「100 分の 50」を「100 分の 47.5」
に改め、6 月及び 12 月の勤勉手当の支給割合を同率とします。

次のページをお願いします。

附則ですが、第1条の規定は公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。

第1条による改正後の条例中、給料表の改正規定は令和4年4月1日から、第16条の改正規定は令和4年12月1日から適用します。

また、第1条による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定に基づく給与の内払いとみなすこととします。

以上で議案第69号の説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ご異議ないものと認め、議案第69号については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第70号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○**守田総務課長** 続きまして、70ページをお開き願います。

議案第70号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

提案理由ですが、地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正等を行うため条例を制定するものです。

今回の地方公務員法の一部改正の概要ですが、国家公務員の定年引上げを基準として、地方公務員の定年も60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げるものです。

また、合わせて国家公務員と同様に、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制の導入、60歳を

超える職員の給与に関する措置などを新たに講ずる内容となっています。

地方公共団体は、法律の施行日である令和 5 年 4 月 1 日までに事務的な準備期間を考慮しながら、関係条例や規則の整備を行う必要がございます。

次のページをお願いします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）です。

第 1 条の鹿角市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正です。

第 1 条及び第 2 条では、定年延長制度の施行に当たり、職員の意に反する分限の事由及び手続に降給を加えます。

これは、60 歳に到達して最初の 4 月 1 日以降の給料月額をそれ以前の 70% の水準とすることを降給の事由とするためです。

第 2 条の鹿角市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正です。

第 3 条では、懲戒による減給の効果を規定しています。

減給の額は減給発令日が基準であることを明記し、減給発令日における減給の額が、定年に達した日以降、定年延長により勤務することで給料月額の 10 分の 1 を超える場合には、現に受けている給料月額の 10 分の 1 を給料から引く旨規定します。

次のページをお願いします。

第 3 条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

第 4 条では、新たに創設される定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料月額について規定するほか、78 ページの第 19 条の 3 まで文言の整理を行います。

78 ページの制定附則に加える第 23 項ですが、定年延長後の給料月額について定めます。

当分の間、60 歳に達した後の 4 月 1 日以後において、その職員に適用される職務の級及び号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額とする旨規定します。

附則第 24 項では、臨時の職員や任期を定めて任用される職員などのほか、相応の事情があつて定年を過ぎて勤務している職員や、管理監督職勤務上限年齢に達したものの相応の事情があつて管理監督職として勤務をしている管理職は、給与月額を 100 分の 70 とする規定は、適用しないものとします。

次のページをお願いします。

附則第 25 項では、他の職への降任等があつた職員の給料月額の取扱いについて、60 歳に達した後の 4 月 1 日以後の給料月額の 7 割が、降任以前の給料月額の 7 割に達しない場合は、当分の間、差額を給料として支給する旨規定します。

附則第 26 項では、前項の差額を給料として支給された場合であって、その職員の級の最高の号給を超えるケースにおける読替規定を定めます。

附則第 27 項及び次のページの第 28 項では、定年延長後に支給される給料月額において、支給額の権衡を図る必要があると認められる場合に必要な措置を取る旨規定します。

また、80 ページの附則第 29 項では必要な読替規定を、附則第 30 項では今回追加する附則第 23 項以降の運用に当たって必要な事項を規則に委任する旨定めます。

82 ページにかけての別表の改正は、定年延長に伴う運用に合わせた文言整理を行うものです。

82 ページをお願いします。

第 4 条の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正です。

第 2 条では、給与の種類を規定しています。

引用する法律の根拠条文が削除されたことに伴い、新たな引用条項を地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に改めるとともに、採用された職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め適用します。

次のページをお願いします。

第 5 条の鹿角市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

第 2 条、第 9 条及び第 18 条は、同様の理由により引用条項や文言整理を行います。

次のページをお願いします。

第 6 条の職員の定年等に関する条例の一部改正です。

第 1 条は、改正条例の施行に当たり、根拠法の条項の規定を整理、追加するものです。

第 3 条では、定年を現行の年齢 60 年から 65 年に改めます。

第 4 条は、定年による退職の特例規定ですが、今回の改正で、管理監督職の勤務上限年齢の到来による降任等に係る特例規定を第 9 条に新設することなどから文言を整理するものです。

86 ページをお願いします。

第 6 条以降が新設する条項となります。

第 6 条は、改正後の地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項により、管理監督職勤務上限年齢に達した管理監督職を降任または転任させると規定していることから、管理監督職の定義を本市の給与条例や企業職員の給与条例で、管理職手当を支給される職と規定します。

第 7 条では、管理監督職勤務上限年齢を年齢 60 年と規定します。

なお、60 歳に達した直後の降任等ではなく、地方公務員法の規定に基づき 60 歳に達した日から最初の 4 月 1 日までの異動期間に降任等が行われることとなります。

第 8 条では、他の職への降任等を行う際の任命権者が遵守すべき基準について、次のページの第

1号から第3号までについて本条例で規定します。

87 ページの第9条ですが、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定める特例措置として、第1項では、相応の事由があると認めるときは、特例的に本来他の職へ降任すべき管理監督職について、1年を超えない範囲で延長し、同じ管理監督職を続けたまま勤務させることができる旨を定めます。

88 ページをお願いします。

第2項では、事由が継続する場合は、3年を限度に延長して同じ管理監督職に就いた状態での勤務を延長できる旨を規定します。

第3項では、年齢層に偏りがあるなど、その管理職の欠員補充が簡単にできず、業務の遂行に重大な支障が生じてしまうと認められる場合には、60歳から1年延長して、引き続き当該管理監督職に就いたまま勤務させることができる旨などを規定します。

89 ページをお願いします。

第10条ですが、前条の引き続き同じ管理監督職に就いて勤務する場合などに、あらかじめ職員から同意を得る旨を規定します。

次のページをお願いします。

第12条では、第9条により管理監督職勤務上限年齢を超えて管理監督職に就いて勤務している職員について、相応の事由が消滅した場合には、他の職へ降任等をする旨定めます。

第13条では、定年延長後において、年齢60歳に達した日以後に退職した職員は、従前に勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる、定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定します。

91 ページをお願いします。

制定附則第2項ですが、定年は段階的に引き上げられることから、令和13年3月31日までに おける、定年の年齢65歳は表に掲げる年齢で読み替えることを定めます。

第3項では、任命権者は、定年延長制度開始後の任用や給与に関する措置の内容などの情報提供を行うことや、定年延長後の勤務の意思を確認するよう努める旨規定します。

次のページをお願いします。

第7条の職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。

第2条では、育児休業をすることができない職員を規定していますが、新たに第3号として、管理監督職勤務上限年齢から延長して管理監督職として勤務をしている職員を加えます。

次のページをお願いします。

第9条では、育児短時間勤務をすることができない職員を規定していますが、第2条と同様の職

員を加えます。

第 16 条から 94 ページの第 20 条までは、引用条項と文言を整理します。

94 ページをお願いします。

第 8 条の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正です。

第 2 条から 96 ページの第 3 条にかけて、第 4 条で説明した理由により、引用条項と文言を整理します。

96 ページをお願いします。

第 9 条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正です。

第 2 条第 2 項は、公益的法人等へ派遣をすることができない職員を規定していますが、新たに第 5 号として、管理監督職勤務上限年齢から延長して管理監督職として勤務をしている職員を加えます。

第 10 条の鹿角市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。

次のページ、97 ページをお願いします。

第 3 条は、人事行政の運営状況に関し、任命権者が市長へ報告しなければならない事項を規定しています。

現行条例で引用する法第 28 条の 5 第 1 項は、定年退職した職員の短時間勤務の再任用制度について規定しており、この再任用職員は報告及び公表の対象となっています。

法改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日以降、これに相当する制度は、定年前再任用短時間勤務職員となるため、引用する条項を地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に改めます。

第 11 条の鹿角市職員の再任用に関する条例の廃止です。

再任用の根拠条文である地方公務員法第 28 条の 4、第 28 条の 5 第 1 項が削除されることに伴い、この条例を廃止します。

附則ですが、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

ただし、地方公務員法の改正附則で、令和 5 年度中に年齢 60 歳に達する職員に対して、任命権者が任用や給与に関する措置などの必要な情報提供や勤務の意思確認をするよう努める旨規定した附則第 32 項の規定は、公布の日から施行します。

附則第 3 項から、次のページの第 9 項までは、整備条例第 3 条に係る規定です。

定年延長制度の施行日前から定年を超えて勤務している勤務延長職員に関する経過措置や、定年年齢を段階的に引き上げている期間は、現行と同様に再任用できる、暫定再任用職員制度を設け、その運用に関する経過措置などを定めます。

附則第 10 項と第 11 項は、整備条例第 4 条の単純な労務に雇用される職員と第 5 条の企業職員の給与の種類及び基準の経過措置をそれぞれ規定します。

附則第 12 項から 103 ページの附則第 32 項までは、整備条例第 6 条に係る規定です。

条例施行に際して、改正前の条例により特例的に定年を延長している勤務延長職員や定年前再任用短時間勤務職員、定年退職者等の再任用に関する事等について、必要な経過措置を定めるものです。

また、附則第 33 項として、附則で規定している事項以外で、暫定再任用職員に関し必要な事項は規則で定める旨定めます。

以上で議案第 70 号の説明を終わります。

○**館花委員長** 大変お疲れ様でした。説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** これは、地方公務員法の一部改正に伴うものなので、恐らく全国横並びだと思うんですけども、質問の一つは、鹿角市独自で決められる部分はあるのかということと、今回何かほかと違うような部分があるのであればお知らせください。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** 委員がおっしゃられたとおり、基本的には横並びの条例の制定になります。鹿角市オリジナルの部分に関しましては、市によっていろいろ定年延長制度が導入されたときの役職定年とかいろいろありますけれども、その降格先をどこにするとか、そういうのはいろいろ各市町村で運用の話になっていく形となります。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** では今回は特にオリジナルはないということ……降格の部分はオリジナルになるということでしょうか。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** そのとおりです。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** 退職間近の職員の方から、特に不満は出ませんでしたでしょうか。

○**館花委員長** 黒沢政策監。

○**黒沢総務課政策監 兼 職員班長** あくまでも参考的になんですが、令和 13 年度まで段階的に 65 歳までの引き上げということで、この方々にアンケート的なものは取ったんですけども、やっぱりルールですので、その辺の不满等は特にはなかったです。

○館花委員長 栗山委員。

○栗山委員 不満がなければよろしいかと思えます。

○館花委員長 ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員 72 ページの第 3 条の第 4 条の 7 項かな、ちょっと教えてもらいたいのですが、昇給する場合の極めて良好又は特に良好、この違いってというのは何でしょうか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 基本的には 55 歳で昇給が停止するんですが、市のほうで人事評価制度を導入しておりまして、そちらの中で毎年の業績評価や能力評価で S ランク・A ランク・B ランクと点数を割り振りしてあるんですけれども、極めて良好といいますと S、良好は A という形になります。

○館花委員長 中山委員。

○中山委員 極めて良好が上にいくという形ですか。

○館花委員長 黒沢政策監。

○黒沢総務課政策監 兼 職員班長 そのとおりです。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ほかにないようですので、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 70 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第 70 号については、原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 72 号「令和 4 年度鹿角市一般会計補正予算（第 12 号）」中、条文、歳入全款、歳出 1 款議会費、2 款 1 項総務管理費、5 項選挙費、6 項統計調査費、7 項監査委員費、9 款消防費、12 款公債費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。財政課長。

○相川財政課長 それでは、議案第 72 号令和 4 年度一般会計補正予算（第 12 号）の条文及び歳入に

ついて説明いたします。

補正予算書の4ページをお願いいたします。

令和4年度鹿角市の一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億9,735万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ208億3,394万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、金額は第1表歳入歳出予算補正による。

第2条では、繰越明許費の追加を、第3条では債務負担行為の追加を、第4条では地方債の変更及び追加をそれぞれ定めます。

8ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正ですが、8款2項道路橋りょう費の道路橋りょう維持管理費は、市道八幡平線の法面補修工事について、また、11款の災害復旧費の各災害復旧事業は、8月の大雨災害に係る復旧工事について、それぞれ年度内で終わらない見込みであることから、繰越明許費を設定します。

9ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正の追加は、令和4年度医学生修学資金貸付金について、希望者3名分の貸与額として限度額4,260万円を、ICT支援員派遣委託料については、令和5年度当初からの業務を円滑に行うため、年度内に契約等の事務手続を進める必要があることから、限度額2,102万9,000円をそれぞれ設定します。

10ページをお願いします。

第4表地方債補正は、8月の大雨により被災した、農地、農業用施設、林道施設及び公共土木施設の災害復旧事業に係る借入れをそれぞれ追加します。

また、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により1億1,698万8,000円を減額し、限度額を1億2,301万2,000円に変更します。

14ページをお願いします。

2、歳入です。

10款1項1目1節地方交付税3億1,354万7,000円は、普通交付税の額が確定したことによる追加です。

12款1項1目1節農地費分担金の農地災害復旧費分担金504万1,000円は、8月の大雨により被災した農地の復旧事業費に係る受益者からの分担金です。

14款1項1目2節障害者福祉費負担金の障害児施設給付費負担金127万円及び、次のページ、

15 ページになります、中ほどの 15 款 1 項 1 目 2 節障害者福祉費負担金の障害児施設給付費負担金 63 万 5,000 円は、児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者の増加に伴う国・県の負担金を追加するもので、それぞれ歳出に対応して追加します。補助率は国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 です。

前のページ、14 ページをお願いします。

3 目 1 節公共土木施設災害復旧費負担金 1 億 9,029 万 5,000 円は、8 月の大雨で被災した道路、河川の災害復旧工事費に対して交付されるもので、補助率は 66.7%です。

再び、次のページをお願いします。

2 項 2 目 4 節生活保護費補助金の社会保障・税番号システム整備費補助金 160 万 8,000 円は、医療扶助のオンライン資格確認に必要なシステム改修費等を対象に交付されるもので、補助率は 10 分の 10 です。

16 ページをお願いします。

15 款 2 項 2 目 2 節障害者福祉費補助金の障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 209 万 2,000 円及び 3 節老人福祉費補助金の介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 599 万 1,000 円は、障害者福祉サービス施設や介護保険施設の光熱費の負担軽減として、また、5 節児童福祉費補助金の保育所等物価高騰対策事業費補助金 89 万 2,000 円は、給食費や光熱費の高騰分支援として交付されるもので、補助率はいずれも 2 分の 1 です。

3 項委託金の補正は、1 目総務費委託金から、次のページ 7 目消防費委託金まで、県からの権限移譲事務取扱交付金の確定による増減です。

次のページ、18 ページをお願いします。

17 款 1 項 1 目 1 節総務費寄附金のふるさと鹿角応援寄附金 2,000 万円は、現時点で寄附額が前年度を超えて推移しており、今後も増加する見込みであることから、寄附見込額を 2 億 3,000 万円から 2 億 5,000 万円とするものです。

18 款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 1 億 7,158 万 5,000 円は、今回の補正財源として繰り入れます。

19 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 1 億 9,621 万円は、繰越金額の確定によるものです。

次のページをお願いします。

21 款市債については、第 4 表で説明したとおりですので省略します。

以上で歳入の説明を終わります。

○館花委員長 議会事務局長。

○佐羽内議会事務局長 20 ページをお願いいたします。

3、歳出であります。

1 款 1 項 1 目議会費 65 万 3,000 円の補正であります。秋田県人事委員会の勧告に基づく議員人件費、職員人件費の調整に伴う増額であります。

○館花委員長 総務課長。

○守田総務課長 引き続き、2 款のうち当委員会に付託された項及び 9 款、12 款について説明をいたします。

同じページをお願いいたします。

初めに、2 款の各項における人件費の補正は、特別職においては期末手当の改定、また一般職については給料月額、勤勉手当の支給割合の改定などに伴う調整でありますので、以下、人件費以外の内容について説明してまいります。

2 款 1 項 1 目一般管理費の 0305 庁舎管理費 1,162 万 6,000 円は、原油価格の高騰等により、庁舎で使用する重油等の燃料費や光熱水費に予算不足が生じる見込みであることから追加します。

4 目財政管理費の 0205 財政調整基金等積立金 1 億 9,900 万円は、地方財政法第 7 条の規定に基づき、前年度繰越金の 2 分の 1 を下回らない額を財政調整基金に積み立てます。

次のページをお願いします。

7 目企画費の 0220 ふるさと鹿角応援寄附推進事業 1,320 万 6,000 円は、寄附金額が前年度を上回って推移していることから、寄附者にお礼として贈るふるさと産品の取扱業務委託料などを追加します。

その下、0230 ふるさと鹿角応援基金積立金 2,000 万円は、今回追加で見込む寄附金を基金に積み立てるものです。

8 目地域情報化推進対策費の 0105 地域情報化推進対策費 3 万 3,000 円は、電気料の高騰による地デジ施設の光熱水費の追加です。

13 目諸費 0110 返還金 1 億 693 万 6,000 円は、令和 3 年度実績確定に伴う生活保護費など 21 件の国庫負担金及び補助金を返還するものです。

飛びまして 38 ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目常備消防費の 0105 鹿角広域行政組合負担金 779 万円は、鹿角広域行政組合常備消防費負担金の人件費等の増額によるものです。

2 目非常備消防費の 0305 消防施設管理費 77 万 7,000 円は、東北電力の平均燃料価格の上昇に伴い、燃料費調整額が上限に到達したことにより、消防団施設の電気料に不足が生じるため増額する

ものです。

飛びまして 42 ページをお願いします。

12 款 1 項 2 目利子の 0105 定時償還利子 187 万 9,000 円は、当初見込みを上回る形で長期貸付利率が上昇したため起債償還利子を増額します。

以上で説明を終わります。

○**館花委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、条文及び歳入全款について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に歳出 1 款議会費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**館花委員長** ないようですので、次に 2 款 1 項総務管理費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。栗山委員。

○**栗山委員** 総務管理費に限ったことじゃないんですけども、今回光熱水費などがどこでも全体的に上がっているわけですが、何パーセントくらい上がるという想定で計算をしたのでしょうか。

○**館花委員長** 石木田副主幹。

○**石木田総務課副主幹** 庁舎管理費ですけども、今現在 10 月分までの支出を行っておりますが、光熱水費については使用量的には前年とやや同じく推移しておりますけれども、料金的には大体 40%増という状態になっております。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** もう一点なんですけれども、ふるさと鹿角応援寄附金の関係で、こちらのほうでも、恐らく納入されている方々で、いろいろなもの高騰というのが考えられると思うのですが、そういったものは現状ではまだ何も反映されていない、やるつもりがない、現状どういう形になっていますでしょうか。

○**館花委員長** 田村副主幹。

○**田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長** 申し訳ないのですが、ご質問の意味がちょっと理解できませんでした。

○**館花委員長** 栗山委員。

○**栗山委員** 例えば、返礼品とかありますよね。そういった物も、元がだんだん上がっていったりと

かしていると思うんですよ、今の物価の流れと一緒に。そういったものは、まだ、今のところどこにも反映されていないという形でしょうか。

○館花委員長 田村副主幹。

○田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長 現在、物価高騰もありまして返礼品のほうも若干事業者のほうから値上げのお話はいただいております、随時値上げのほうはやっております。ただ、寄附額のほうに直接影響が出るかどうかというは、これからの話なんです、今まで3,000円だったものが例えば3,100円の値上がりであれば、それに合わせた寄附額の設定をしておりますので、今後も状況を見ながら、事業者と相談しながら寄附額の設定についてはやっていきたいと思っています。

○館花委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 13目の諸費なんです、返還金の中の生活保護費負担金返還金5,062万9,000円なんですけれども、見ていると毎年多額の返還が生じている、昨年度もたしかそうだったと思うんですけれども、なぜそういった形で5,000万円の開きが出ちゃうのか、当初見込んだ額と確定額がこんなに差が出るのかと私ちょっと疑問なんですけれども、受給者が減少しているのかその辺をお聞きしたいですし、これまでの受給者の推移なども、もしあったら教えていただければよろしいですか。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 生活保護費の返還金に関しましては、当初予算で保護世帯を325世帯、人数にしますと383人で積算していたところ、実績としまして294世帯339人でかなり減ったということでの国庫の返還金となります。当初予算積算時にはコロナの影響もあったり、貯金がだんだん減っている状況が懸念されるということから、保護世帯が増えるのではないかというような積算をしておりましたが、国の給付金ですとかそういうものもあったり、亡くなったりして保護が廃止になる方も多くいたということからの国庫の返還金、生活保護費の減額ということになったと聞いております。

○館花委員長 ほかにございませんか。戸田委員。

○戸田委員 この返還金の中には、不正受給などをされたとかそういうのは分かんないですか。

○館花委員長 工藤副主幹。

○工藤財政課副主幹 兼 財政班長 事務的に積算を間違ったとか、そういったものはありませんので、実績によるものということです。（「分かりました」の声あり）

○館花委員長 ほかにございませんか。宮野委員。

○宮野委員 ふるさと鹿角応援寄附金のほうでね、鹿角家という制度があるよね。市でやっているよね。そういう方からも寄附は来ているのかな、これだけ教えて。

○館花委員長 田村副主幹。

○田村政策企画課副主幹 兼 政策推進班長 寄附者の方のお名前、住所はこちらで把握しておりますが、その鹿角家のメンバーかどうか、そこまでは突合していない状況です。

○館花委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に5項選挙費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に6項統計調査費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に7項監査委員費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に9款消防費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、次に12款公債費について、質疑・ご意見等がございましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第72号中、当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、議案第72号中、当常任委員会所管の補正予算については、

原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、4 陳情第 12 号「消費税インボイス制度の実施延期について国に意見書の提出を求める陳情」について審査いたします。

それでは、委員の皆様より、ご意見を述べていただきたいと思います。栗山委員。

○栗山委員 インボイス制度、世間で言葉を聞く割にはまだまだ浸透していないのが実態だと思います。講習会等々かなりやられていますが、そういった意味でも少しまだ進め方が早いのかなという感想と、あとやはりこの制度自体がやり方によっては零細、弱小企業をすごい苦しめるような一面もございますので、今一つやはり時間をかけて内容の見直しなどもできれば行ったほうがいいんではないかなと思われまますので、私はこの陳情自体は願意妥当だと思います。

○館花委員長 戸田委員。

○戸田委員 この制度については、もうちょっと時間をかけて……農家の方々も大変だと思うんですよね、今まで適格な請求書も出していないと思いますので。ですのでもう少し時間をかけてやるべきだと思いますので、栗山委員おっしゃるとおり妥当だと思います。

○館花委員長 皆さんの意見はどうですか。宮野委員。

○宮野委員 栗山委員も言いましたけれどもね、消費税の関係でね、こんがらかってくるんじゃないかなと、今ね。だからこれは、採択かな。

○館花委員長 今、委員の皆様から進め方が早急すぎるし、あと零細企業に対して少し猶予があってもいいのではないかという意見があります。皆さんこの陳情について採択したいということよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

○館花委員長 それでは、本陳情を採択とすべきものと決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、4 陳情第 12 号につきましては、採択とすべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

次に、(2)その他に入ります。

委員の皆様及び当局から、何かございましたら発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、そのほか委員の皆様からは発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ないようですので、その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。

本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「市総合計画の推進について」とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館花委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

【閉 会】

○館花委員長 以上をもちまして、本日予定いたしました事項の協議は全て終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望・意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思います。

それでは、ただいまの時刻をもちまして、総務財政常任委員会を閉会いたします。

なお、明日の会議は休会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 32 分 閉会